

入 札 公 告 (入 札 概 要 書)

地域生活支援拠点「(仮称)ふらっとKOKUFU」新築工事について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

この事業は、徳島県社会福祉施設等施設整備費補助金の補助事業であり、徳島県が行う公共工事の取扱いに準じて契約事務手続きを行うものとする。

令和2年7月9日

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団
理事長 小 谷 敏 弘

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称)ふらっとKOKUFU新築工事
- (2) 工事箇所 徳島市国府町中字高畑369番1
- (3) 工事概要 敷地面積：5,947.07 m²(障害児入所施設未来の東側)
〈本館棟〉木造平屋、一部鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,345.46 m²
〈グループホーム棟〉木造平屋、延床面積530.96 m² 延床面積計1,876.42 m²
- (4) 施工期間 契約締結日の翌日から令和3年7月30日まで
- (5) 設計金額 494,153千円(税抜き)
- (6) 入札方法 入札後審査方式一般競争入札(価格競争)
- (7) 最低制限価格 設定しない。

2 入札参加資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

- (1) 県内業者(建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所が徳島県内にある者)であり、令和2年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿(以下「参加資格業者名簿」という。)に建設工事の種類が「建築一式工事」で掲載されている者であること。
- (2) (1)の参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特A級の者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(入札日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (8) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (9) 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (10) 次の要件のすべてを満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - ② 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者
 - ③ 開札日以前に申請者と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- (11) この工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において密接な関連がないこと。
なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。
徳島市幸町1丁目43番地（有）佐藤建築企画設計
- (12) 延床面積が1,500㎡以上で、かつ、2階以上の社会福祉施設の建築工事の元請けとして、過去10年以内の施工実績（平成22年度以降に完成し、引き渡し完了した工事）を有する者であること。

3 入札概要書等の閲覧

(1) 入札概要書の閲覧

入札概要書については、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団のホームページに掲載するので、当該ホームページで内容を閲覧し、ダウンロードできる。

① 閲覧期間

令和2年7月9日（木）～8月18日（火）

② 閲覧場所

「徳島県社会福祉事業団法人本部」アドレス <http://fukushi-center.jp/honbu>

新着情報 2020-07-09 【入札情報】（仮称）ふらっとKOKUFU新築工事

なお、紙閲覧を希望する場合は、徳島県社会福祉事業団（県立障がい者交流プラザ1階）の掲示場で閲覧できる。

(2) 設計図書の交付

① 交付期間

令和2年7月13日（月）～7月15日（水）の下記の時間

午前10時～正午、午後1時～4時

② 交付場所

徳島市南矢三町2丁目1-59

徳島県立障がい者交流プラザ 1階

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団事務局 担当：梶崎

（電話：088-631-1200）

③ 設計図書（図面、金抜き設計書等）は、コンパクトディスク（CD）により交付する。

④ 交付を受けたい者は、事前に電話で連絡するとともに、受取時に別紙「設計図書受領書」及び担当者の名刺を持参し提出すること。

⑤ 設計図書の交付を受けていない者は、入札に参加できない。

(3) 契約条項の閲覧

本件入札及び契約に当たって次の徳島県規則等に準拠しており、設計図書の交付期間及び交付場所で閲覧することができる。

① 徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）

② 徳島県公共工事標準請負契約約款

③ 徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和48年徳島県規則第103号）

④ 競争契約入札心得

⑤ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号）

4 質疑

- (1) 設計図書及び入札概要書に関する質問は、書面（任意様式）によることとし、電子メールで受け付ける。

メールアドレス：kajisaki_hiroyuki@kouryu-plaza.jp

徳島県社会福祉事業団 法人事務局（担当：梶崎）

- (2) 質問書の提出期日

令和 2 年 7 月 21 日（火）午後 3 時まで

- (3) 質問書に対する回答

徳島県社会福祉事業団のホームページに掲載する。

令和 2 年 7 月 30 日（木）

5 基本的な参加資格の事前確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、別紙様式 1 「入札参加資格確認票」を入札会場に持参のうえ、入札執行前に入札担当者に提出し、参加資格のうち基本的事項について確認を受けなければならない。
- (2) 事前の確認を受けない者及び事前の確認において参加資格を有していないと認めた者は、入札に参加できない。

6 入札参加資格確認資料

- (1) 入札参加資格確認資料の持参（提出）

入札に参加しようとする者は、次の(2)の入札参加資格確認資料を入札会場に持参しなければならない。また、入札担当者から求めがあった場合には提出しなければならない。

- (2) 入札参加資格確認資料

① 同種の工事の施工実績（様式 2）

2 の(12)に規定する施工実績を様式 2 に記載すること。

記載件数は、代表的な工事 1 件以上（最大 3 件まで）で、工事の元請けとして、平成 22 年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を記載すること。

なお、同工事に係る CORINS の帳票、工事請負契約書の写し、竣工承認書の写し、仕様書（工事概要が明確にわかる部分）の写し、設計書、図面等同種工事であることが確認できる書類を添付すること。

② 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式 3）

2 の(10)に規定する配置予定技術者の資格及び同種工事の経験を記載し、配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等 3 か月以上の雇用関係が確認できる書類を添付すること。

なお、入札日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることとはできない。（ただし、着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）

③ 総合評価値通知書の写し

総合評価値通知書の写しについては、当該確認資料として添付すること。

（入札日前 1 年 7 月以内のものうち直近のものに限る。ただし、入札日前、直近の決算に係る総合評価値通知書の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評価値通知書の写しを提出することとし、契約締結予定日までに総合評価値通知書の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評価値通知書の写しを提出すること。）

(3) その他

- ① 資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された入札参加確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- ④ 提出後は、原則として入札参加資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月19日(水) 午前10時

(2) 場所

徳島市南矢三町2丁目1-59

徳島県立障がい者交流プラザ3階 研修室2

8 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は書面により直接持参し、提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数

入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、入札を終了する。

(4) 開札

開札は、7の日時及び場所において入札者（5の事前確認において基本的な参加資格を有していると認められた者）又はその代理人の立会いの上行う。

(5) 落札候補者の決定

開札後、入札参加者全員の入札額及び入札参加者名を発表し、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者に対し、確認資料の提出を求める。

提出された資料に形式的な不足がなければ、当該入札者を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、入札を終了する。

なお、資料の提出を求めたにもかかわらず提出がない場合、あるいは提出された資料に不足があった場合は、当該入札者が行った入札を無効とし、次順位者から確認資料の提出を求めるものとする。当該提出資料に不足がなければ、当該次順位者を落札候補者とする。

なお、落札候補者が確定するまで順に同様の手続を行うものとする。

落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。

9 入札の無効等

入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)第24条及び「競争契約入札心得」第5の各号に違反した入札は無効とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式及び記載内容は、設計図書を交付する際に示す文書に従うこと。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであるが、提出しない場合には入札を無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札後、落札候補者から提出された確認資料の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、電話連絡により確認資料の提出を求める。
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。
また、入札参加者が2に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
- (2) (1)の審査及び落札決定は、原則として入札日の翌日から起算して3日以内(県の休日を除く。)に、次順位者の場合、確認資料を提出した日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。
- (3) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し電話連絡を行うとともに、文書により通知するものとする。落札者以外の入札参加者については、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。
- (4) 参加資格要件を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。

12 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団理事長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができる。説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提出期限
11の(4)の通知の日の翌日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に提出すること。
- (2) 提出時間
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出場所
徳島市南矢三町2丁目1-59(徳島県立障がい者交流プラザ内)
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団(電話088-631-1200)
- (4) 回答
説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内(県の休日を除く。)に書面により回答する。

13 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

14 契約締結手続

(1) 契約書の作成

書面による契約書案を作成し、法人の理事会議決後に契約を締結する。

なお、契約を締結するまでの間に、落札者が入札参加資格のいずれかに該当しなくなった場合は、当該契約を締結しない。

(2) 契約保証金

- ① 契約に際しては、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
- ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する銀行振出小切手とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- ③ 工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 支払条件

(1) 前払金

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。

(2) 部分払

部分払は1回に限り請求することができる。

(3) 竣工払

工事が完成し、工事竣工承認後に請求することができる。

16 その他

落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者から現場に専任で配置する技術者を選任し、契約締結日までに「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を契約担当者あて提出すること。なお、契約後に当該技術者を変更することは原則として認めない。

17 問い合わせ先

徳島市南矢三町2丁目1-59（徳島県立障がい者交流プラザ内）

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団（電話 088-631-1200）

担当：法人事務局 梶崎